

○中津市移住支援事業費補助金交付要綱

令和元年10月16日中津市告示第129号

改正

令和3年3月30日中地広暦第3号決裁

令和3年8月11日中地広暦第7号決裁

令和4年3月28日中地広暦第5号決裁

中津市移住支援事業費補助金交付要綱

(支援金の交付)

第1条 大分県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び中津市まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、大分県と共同して行う中津市移住支援事業において、県外から市内に移住した者に対して、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

(趣旨)

第2条 この要綱は、中津市移住支援事業費補助金（以下「移住支援金」という。）の交付について、大分県移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に規定するところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から中津市へ転入を届け出ることをいう。  
ただし、転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する転入は除く。
- (2) 移住支援事業 中津市が移住した者（以下「移住者」という。）  
に対して、移住支援金を交付する事業をいう。  
(移住支援金の交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象者は、三光、本耶馬溪町、耶馬溪町又は山国町に転入をした者のうち、移住等に関する要件を満たし、かつ、就職に関する要件、テレワークに関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす単身又は世帯の者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」、「就職に関する要件」、「テレワークに関する要件」又は「起業に関する要件」とは、それぞれ大分県移住支援事業実施要領第4の(1)に規定する移住等に関する要件、就職に関する要件、テレワークに関する要件又は起業に関する要件をいう。

(移住支援金の交付金額)

第5条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を支給する。

(移住支援金の交付申請及び実績報告)

第6条 移住支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、中津市移住支援金交付申請書(様式第1号)、本人確認書類に加え、第4条の要件を満たすことを証する書類(大分県移住支援事業実施要領第4の(1)②及び③については就業証明書(様式第2号))を市長に提出しなければならない。

(移住支援金の交付決定及び額の確定通知)

第7条 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに中津市移住支援金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

2 市長は前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合、その旨を申請者に通知する。

(移住支援金の交付請求)

第8条 交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、移住支援金の交付を請求しようとするときは、中津市移住支援金交付請求書(様式第4号)に第6条の規定による交付決定及び額の確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な処分により移住支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 第4条の要件に該当しなくなったとき。

(3) その他移住支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、中津市移住支援金交付決定取消通知書(様式5号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に交付した移住支援金があるときは、当該移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び立入調査)

第10条 大分県知事及び市長は、中津市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、中津市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして大分県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した中津市

から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職  
を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消した場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した  
者が、中津市から転出した場合

(関係書類の保存)

第12条 移住支援金の交付を受けたものは、補助対象経費に係る経費の  
収支を明らかにした書類及び帳簿を、事業が完了した年度の翌年度から  
起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な  
事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この  
告示の失効前に完了した補助事業に係る第9条から第12条までの規定は、  
同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月30日中地広暦第3号決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月11日中地広暦第7号決裁)

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日中地広暦第5号決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。